

2022年3月10日

ウズベキスタンからの日本入国時の検疫措置の変更について
(新型コロナウイルス関連)

- 3月10日午前0時以降にウズベキスタンから日本に入国した際は、自宅等での7日間の自主隔離が求められることとなりました。(検疫所が指定する宿泊施設での3日間の隔離がなくなりました)。
- また、入国後3日目を以降に自主的に検査を受け、陰性であることを届け出た場合は、その後の自主隔離が免除されます。
- ワクチン3回目追加接種証明書をお持ちの方は、7日間の自主隔離が全て免除となります。

- 1 令和4年3月10日午前0時以降(日本時間)にウズベキスタンから日本に入国する方は、検疫所が指定する宿泊施設での待機が不要となり、7日間の自主隔離となりました。
- 2 入国日の翌日を「1日目」として計算し、3日目に自主的に検査を受けて陰性であった場合は、その後の自主隔離が免除となります。(アプリを通じて厚労省に報告して頂く必要があります。)
- 3 自主検査の費用は、自己負担となります。
- 4 3日目の自主検査は、以下のリンクにある医療機関等で受診していただく必要があります。
<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>
- 5 ワクチン3回目追加接種証明書をお持ちの方は、入国後7日間の自主隔離が全て免除となります。
- 6 以下の条件を全て満たしている場合に、ワクチン3回目追加接種証明書が有効と認められます。
 - (1) 政府機関等の公的機関が発行したもの。
 - (2) 氏名、生年月日、ワクチンの種類、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が記載されているもの(日本語又は英語)
 - (3) 1回目及び2回目に接種したワクチンの種類が、「ファイザー」「アストラゼネカ」「モデルナ」「ヤンセン」のいずれかであること。
 - (4) 3回目に接種したワクチンの種類が「ファイザー」「モデルナ」のいずれかであること。
- 7 今後の感染状況により、措置の内容や待機期間等が変更された場合は、外務省及び当館より連絡いたします。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

代表電話：+998-78-120-8060

夜間休日用緊急電話(事件・事故)：+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311, (内線) 2902, 2903